

## 実施方針に関する意見書及び対応案一覧表

No.	タイトル	該当箇所				意見	市対応案
		頁	ローマ	数	(数) 【 】		
1	業務概要	1		5	(3) 対象施設	「施設規模:延床面積16,500㎡程度(敷地Bの大屋根等を除く)」、「敷地B:大屋根」とありますが、大屋根を敷地Aに含めるよう敷地Aの面積を広げていただけないでしょうか。計画の自由度が広がります。	敷地Bは都市公園であり、また、底地に国有地を含むことから、敷地Aの拡充はできません。
2	業務概要	2		5	(3) 対象施設	大屋根が敷地Bに計画されていますが、敷地Aに属するように、敷地Aの面積を広げていただけませんか。大屋根と施設建物を一体的にした構造・設備計画が可能となります。	同上
3	業務概要	2		5	(4) 業務内容	施工業務に「備品調達・設置及び関連工事」とあります。建物に設置(固定)するものについては妥当と考えますが、ソファ、椅子、TV、楽器、OA機器等、建物と独立している備品につきましては、業務対象外としていただきますようお願い申し上げます。	固定備品以外にも、建築デザインや雰囲気にもマッチさせる必要があるソファ等を調達備品としたいと考えており、詳細については、公告時にリスト提示します。
4	業務概要	2		5	(4) その他関連業務(開館準備への協力)	建物引渡しからの業務期間が半年設定されておりますが、見積作成にあたり公告時には、業務内容の具体的項目をご提示願います。	音響、照明、舞台装置の設備関係等、運営に向けての稼働確認、試聴公演等への協力等を想定しています。
5	業務概要	2		5	(4) 業務内容	「その他関連業務(開館準備への協力)」とあります。これは、「実施方針32頁6.その他関連業務」にある「…市(指定管理者)が行う各種準備業務…」に対して、必要な範囲で協力をを行う。」と理解いたしました。この必要な範囲には、市のご担当部署の引越しや移転に伴う備品の運搬などは含まないようお願い申し上げます。	同上
6	業務概要	2		5	(6) 上限価格	ここ数年に渡る建設物価の高騰もあいまって、行政の設定予算と施工者が提示する工事費との乖離が大きくなる傾向が続いております。今年に入り近畿地区においても、本事業と同様の大型の文化ホールの入札が不調となる事例が相次いでおります。本事業が不調とならぬよう、適正な上限価格の設定を何卒お願い申し上げます。	物価情勢等を踏まえた上限価格としています。
7	業務概要	2		5	(7) その他	「…敷地C・Dを含む全体まちづくりイメージも参考提案として求める予定。」とあります。過剰なものとならぬよう、内容(パースや機能説明など)、枚数(A3サイズ2枚、参考資料は添付不可など)の指定や制限をお願いします。またあくまでも参考であり、審査対象からは除外と推察いたしますが、もし審査項目となる場合、その配点についても公告時に公表願います。	パースや機能説明などA3サイズで1~2枚程度とします。なお、審査項目にまちづくりに関する項目を設け、提案全体を対象とした広い視点からの審査も行います。
8	選定方法	2		6	【茨木市市民会館跡地エリア整備事業者候補者選定委員会】	他事例等を見ますと、選定にあたっては、選定委員、審査項目、配点が公告時に公表される事が多いかと思えます。適切な提案の方向性確保と、審査公正を期すためにも、公告時で上記内容を公表されることをご検討ください。	公告時において、配点や項目等の審査基準を公表します。ただし、委員名については、非公表とします。
9	選定方法	2		6	【茨木市市民会館跡地エリア整備事業者候補者選定委員会】 【審査基準】	本業務の受託候補者及び次点者の選定は、中立かつ公平に審査を行うために、「……………」(以下「選定委員会」)を設置し、審査基準に基づき評価、選定を行う。と記載されていますので、7月下旬公告・公募手続き開始時には選定委員会メンバー、審査基準等について公表をお願い致します。	同上
10	参加資格	3		8	(1) 基本的要件	「…二次審査において、市内企業の活用等を審査項目とする予定である。」とあります。市内企業の定義は「市内に本店または営業所、生産拠点等を有する企業」にてお願い申し上げます。更に申し上げるなら、市内企業の業態やその数は未詳であり、要求水準及び事業提案に基づく性能が確実に発揮できるに足りるか、また競争力ある価格で調達できるかも不明なため、二次審査の項目から除外いただきますようお願い申し上げます。	市内企業の定義は、「市内に本社、本店、支店、営業所を有する企業」とします。なお、二次審査において、市内企業の活用を審査項目から除外する考えはありません。
11	参加資格	3		8	(1) 基本的要件	建築士法第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っている「施工企業の設計部門」が、設計企業の共同企業体構成員として参画可能となるようお願い申し上げます。	施工企業の設計部門が、設計企業体の構成員となることは不可とします。

No.	タイトル	該当箇所				意見	市対応案
		頁	ローマ	数	(数) 【 】		
12	参加資格	3		8	(1) 基本的要件	「施工企業が工事監理業務を行う単体又は共同企業体の構成員となることは不可」とありますが、工事監理業務管理技術者は設計企業の人間を配置することで全体を統括することで、構造工事監理主任技術者あるいは電気設備工事監理主任技術者、機械設備工事監理主任技術者は施工会社の設計監理実績を有する人間の配置を可とするとしていただけないでしょうか。	施工企業の技術者を設計企業の技術者として配置することは不可とします。
13	参加資格	3		8	(1) 基本的要件	業務実績の用途(各企業及び配置技術者)が示されておりますが、企業の実績としての同種施設「プロセニウム形式の舞台を有する「劇場」は、単体建物のみならず、複合施設の中にある用途も含めていただきますようお願い申し上げます。 また類似施設「劇場(プロセニウム形式の舞台を有するものを除く。)」につきましても、単体建物のみならず、複合施設の中にある用途も含めていただきますようお願い申し上げます。	単体施設に限定はしておらず、複合施設において劇場機能が含まれる場合も実績とします。
14	参加資格	3		8	(1) 基本的要件	業務実績の用途(各企業及び配置技術者)が示されておりますが、配置技術者の従事経験を証するものは、発注者による従事証明書等を認めていただきますようお願い申し上げます。 企業の実績は契約書や設計図面等で証することは可能ですが、配置技術者の従事経験を証することは大変困難です。(一財)日本建設情報総合センターによるコリンズ・テクリスが想定されますが、こちらは公共公益施設データベースとして発足しているため、民間施設は任意登録であることが多いです。	公的機関の実績登録データのほか、当時の社内資料(実施体制表や体制図など)や専門雑誌の設計者概要欄など、当該技術者が従事していることが確認できるものであれば可とします。
15	参加資格	3		8	(2) 共通の参加資格要件	「参加希望者は、参加表明書の提出期限までに事務局に別途資料を提出して参加資格認定に係る申請を行い、認定された者は本業務についてのみ要件を満たしているものとして取り扱う。」とあります。既に貴市入札参加資格者名簿に登録されている企業は、当該申請は不要となるようお願い申し上げます。	本市入札参加資格者名簿への登録の有無にかかわらず、参加資格認定に係る申請と資料の提出を必要とします。
16	参加資格	4		8	(3) 設計企業の参加資格要件	「また、構造、電気設備、機械設備分野において、再委託先を含む主任技術者の所属する協力事務所が、他の参加者の協力事務所となっていないこと。」とあります。建築士法第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っている「施工企業の設計部門」が、再委託先として参画可能となるようお願い申し上げます。	施工企業の設計部門が設計企業の再委託先となることは不可とします。
17	参加資格	4		8	(3) 設計企業の参加資格要件	構造、電気設備、機械設備分野において、再委託先を含む主任技術者の所属する協力事務所が、他の参加者の協力事務所となっていないことと記載がありますが、その他の分野において特に音響計画の企業が限られる為規定はないものとしてよろしいでしょうか。	構造、電気設備、機械設備分野以外の分野については、この規定の対象外とします。
18	参加資格	4		8	(3) 設計企業の参加資格要件	設計業務に関する各配置予定技術者の要件として「平成11年4月1日以降に完成及び引渡し完了した～」とありますが、設計業務に関しては、「基本設計業務、または実施設計業務が完了した～」と読み替えて、工事全体の引渡しの完了までは求めない要件にして頂けないでしょうか。最新の設計業務実績を反映したいと考えます。	設計業務については、基本設計業務、または実施設計業務が完了した時点で、実績として取り扱います。
19	参加資格	4～5		8	(3) 設計企業の参加資格要件	「設計業務管理技術者」、「建築設計主任技術者」、「構造設計主任技術者」、「電気設備設計主任技術者」、「機械設備設計主任技術者」、「コスト管理主任技術者」について、設計業務に係る配置予定技術者の実績対象が「完成及び引渡し完了した」施設となっておりますが、最新の設計実績を評価対象とするために、「基本設計又は実施設計業務を完了した」施設を対象としていただけませんか。	同上
20	参加資格	5		8	(3) 設計企業の参加資格要件	「構造設計主任技術者」、「電気設備設計主任技術者」、「機械設備設計主任技術者」について、施工企業に所属する技術者の配置を可能といただけませんか。設計企業から配置される設計業務管理技術者が統括管理するので、問題は無いと考えます。	施工企業の技術者を設計企業の技術者として配置することは不可とします。

No.	タイトル	該当箇所				意見	市対応案
		頁	ローマ	数	(数) 【 】		
21	参加資格	5		8	(3)	設計企業の参加資格要件 「電気設備設計主任技術者」と「機械設備設計主任技術者」の兼務を可能としていただけませんか。	「電気設備設計主任技術者」と「機械設備設計主任技術者」の兼務を可としますが、兼務の有無によって評価点に差を設けることとします。
22	参加資格	5		8	(3)	設計企業の参加資格要件 電気設備設計主任技術者、機械設備設計主任技術者の兼務を可能として頂けないでしょうか。その場合、評価点に差が生じないようにして頂けないでしょうか。弊社ではこの規模の案件でも通常兼務させており、問題が生じないと考えます。	同上
23	参加資格	5		8	(3)	設計企業の参加資格要件 【コスト管理技術者】 「コスト管理主任技術者」について、施工企業に所属する技術者の配置を可能としていただけませんか。DB方式のメリットである、設計から施工までの一体的なコスト管理が可能となります。	施工企業の技術者を設計企業の技術者として配置することは不可とします。
24	参加資格	5		8	(3)	設計企業の参加資格要件 【コスト管理技術者】 「コスト管理主任技術者」の雇用関係の条件について、構造・電気設備・機械設備分野と同じように、「若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること」を追加していただけませんか。 本実施方針の記述では、設計事務所にコスト管理士や建築積算士が在籍していない場合、一級建築士事務所登録をしている積算事務所と共同企業体を構成することが必要となりますが、参加資格を有する企業が限定されてしまいます。	設計企業の「コスト管理主任技術者」について、「若しくは再委託先となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること」を追加します。
25	参加資格	5		8	(3)	設計企業の参加資格要件 【コスト管理技術者】 「コスト管理主任技術者」の実績について、構造・電気設備・機械設備分野と同じように、「前職での経歴を含む」ものとしていただけませんか。	「コスト管理主任技術者」における実績についても、「前職での経歴を含む」とします。
26	参加資格	5		8	(3)	設計企業の参加資格要件 「コスト管理主任技術者」は、施工企業の参加要件にも示されています。設計企業と施工企業が共同して事業に取り組むデザインビルド方式ですので、それぞれ技術者を擁立するのではなく、参加共同企業体から1名としていただきたくお願い申し上げます。	「コスト管理技術者」の兼務は不可とします。
27	設計企業の参加資格要件 施工企業の参加資格要件	5 8		8	(3) (4)	【コスト管理主任技術者】 「コスト管理士、建築積算士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。」とありますが、一級建築士又は1級建築施工管理技士も同等以上の資格としてよろしいでしょうか。 その他同等以上の資格について具体的な資格名をご教示ください。	一級建築士、一級建築施工管理技士を同等以上の資格として取り扱います。
28	参加資格	5		8	(3)	設計企業の参加資格要件 「コスト管理士、建築積算士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。」とあります。同等以上の資格に、国家資格である1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士を含めていただきますようお願い申し上げます。 コスト管理士、建築積算士は民間資格であり、任意取得の意味合いが強いと考えます。	同上
29	参加資格	5		8	(3)	設計企業の参加資格要件 「コスト管理主任技術者」は、専任かつ常駐とならぬようお願い申し上げます。	「コスト管理主任技術者」は、専任、常駐である必要はありません。
30	参加資格	5、6		8	(3)	【コスト管理主任技術者】 設計企業が配置する「コスト管理主任技術者」と施工企業が配置する「コスト管理主任技術者」と兼務が可能としていただけませんか。その場合、兼務しない場合と評価点に差が生じないようにして頂けないでしょうか。設計段階から施工会社の観点からのコスト算出が可能となり、デザインビルド方式の目的にも適うものと考えます。	「コスト管理技術者」の兼務は不可とします。
31	参加資格	6		8	(3)	設計企業の参加資格要件 「構造工事監理主任技術者」、「電気設備工事監理主任技術者」、「機械設備工事監理主任技術者」について、施工企業に所属する技術者の配置を可能としていただけませんか。 設計企業から配置される工事監理業務管理技術者が統括管理するので、問題は無いと考えます。	施工企業の技術者を設計企業の技術者として配置することは不可とします。
32	参加資格	6		8	(3)	設計企業の参加資格要件 「電気設備工事監理主任技術者」と「機械設備工事監理主任技術者」の兼務を可能としていただけませんか。	「電気設備設計主任技術者」と「機械設備設計主任技術者」の兼務を可としますが、兼務の有無によって評価点に差を設けることとします。

No.	タイトル	該当箇所				意見	市対応案
		頁	ローマ	数	(数) 【 】		
33	参加資格	6		8	(3)	設計企業の参加資格要件 電気設備工事監理主任技術者と機械設備工事監理主任技術者の兼務を可能として頂けないでしょうか。その場合、兼務しない場合と評価点に差が生じないようにして頂けないでしょうか。弊社ではこの規模の案件でも通常兼務させており、問題が生じないと考えます。	同上
34	参加資格	7		8	(4)	施工企業の参加資格要件 施工計画やコスト管理は、工事を進めていくなかで大切な柱となる業務であり、統括管理技術者や監理技術者が特に注意を払わねばなりません。つきましては、統括管理技術者(監理技術者と兼務可)の、施工計画主任技術者、またコスト管理主任技術者との兼務を認めていただきますようお願い申し上げます。	施工計画やコスト管理の技術者の統括管理技術者との兼務は、施工企業に求めている全ての技術者の業務を事実一人で行うこととなることから、不可とします。
35	参加資格	8		8	(4)	施工企業の参加資格要件 「コスト管理主任技術者」は、設計企業の参加要件にも示されており、設計企業と施工企業が共同して事業に取り組むデザインビルド方式ですので、それぞれ技術者を擁立するのではなく、参加共同企業体から1名としていただきたくお願い申し上げます。	「コスト管理技術者」の兼務は不可とします。
36	参加資格	8	I	8	(4)	施工企業の参加資格要件 「コスト管理主任技術者」として、「平成11年4月1日以降に完成及び引渡しが完了した延床4,000㎡以上の公共施設の積算業務に携わった実績があること。」とあります。業務として携わったことを企業者自ら証する書面を持って認めていただきますようお願い申し上げます。提出見積等に氏名や資格者証No.の記載を求められることもありますが、稀であると言わざるを得ません。	公的機関の実績登録データのほか、当時の社内資料(実施体制表や体制図など)や専門雑誌の設計者概要欄など、当該技術者が従事していることが確認できるものであれば可とします。
37	参加資格	8		8	(4)	施工企業の参加資格要件 「コスト管理主任技術者」は、専任かつ常駐とならぬようお願い申し上げます。	「コスト管理主任技術者」は、専任、常駐である必要はありません。
38	参加資格	8		8	(4)	施工企業の参加資格要件 「コスト管理士、建築積算士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。」とあります。同等以上の資格に、国家資格である1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士を含めていただきますようお願い申し上げます。コスト管理士、建築積算士は民間資格であり、任意取得の意味合いが強いですと考えます。	1級建築士、1級建築施工管理技士を同等以上の資格として取り扱います。
39	一次審査	8		9	(1)	一次審査について 一次審査では、評価点の合計が上位5位までの者(以下「一次選定者」という。)を選定する。と記載されていますが、上位5社の一次審査の各社評価点数は二次審査評価時点に於いても持越評価されるのでしょうか。	二次審査には持ち越ししません。
40	一次審査	8		9	(2)	一次審査の審査基準 4～7ページにおいて、配置予定技術者の兼務可能範囲が記載されていますが、兼務する場合としない場合で、一次審査の客観評価点に差が生じないことを記載していただけないでしょうか。	本市において兼務でないことが望ましいと考える技術者については、兼務の有無によって評価点に差を設けることとします。
41	一次審査	8		9	(2)	一次審査の審査基準 一次審査の評価基準において、「海外に建設された施設」が「配置予定技術者の実績」の評価対象であることを記載していただけないでしょうか。	実績については、国内に限定するものではありません。
42	一次審査	8		9	(2)	一次審査の審査基準 一次審査の評価基準において、「海外での受賞歴」が「設計受賞歴」の評価対象であることを記載していただけないでしょうか。	受賞歴については、国内に限定するものではありません。
43	一次審査	8		9	(2)	一次審査の審査基準 「企業体の技術力に関する審査を行う。(予定)」とあります。配置予定技術者の実績評価(設計企業の各技術者、施工企業の各技術者)、設計受賞歴など、審査項目は当然のこと、各配点ならびに評価軸を公告時に公表していただきますようお願い申し上げます。	公告時において、配点や項目等の審査基準を公表します。
44	一次審査	8		9	(2)	設計受賞歴の評価 設計受賞歴の評価について、その基準はどのような設定をされているのでしょうか。国際的な賞はもちろん、BCS賞での受賞回数によって評価することを提案致します。BCS賞は施工面も含めた全国レベルの賞であり、エンドユーザーにとっては客観的な評価基準になると考えます。過去10年等のスパンで比較した場合、会社の力量が明確になると存じます。	公告時において、配点や項目等の審査基準を公表します。また、国内外の設計受賞歴を対象都市、受賞回数に応じた評価とします。
45	二次審査	8		10	(2)	二次審査の審査基準 二次審査について、上限価格の範囲内であれば、価格の評価ではなく、提案内容によって評価するものとしていただけないでしょうか。	価格についても評価対象とします。公告時において、配点や項目等の審査基準を公表します。

No.	タイトル	該当箇所					意見	市対応案
		頁	ローマ	数	(数)	【 】		
46	二次審査	8		10	(4)	二次審査の方法	「・・・選定委員会が審査基準に基づき中立かつ公正に審査し、・・・」とあります。技術提案書や公開プレゼンテーションなど、審査項目は当然のこと、各配点ならびに評価軸を公告時に公表していただきますようお願い申し上げます。	公告時において、配点や項目等の審査基準を公表します。
47	二次審査	8		10	(4)	二次審査の方法	総合評価点の算出基準において、予定価格内であれば、提案内容のみで評価していただきたい。(工事金額の評価点はなし)	価格についても評価対象とします。公告時において、配点や項目等の審査基準を公表します。
48	敷地条件	10	II	3		高度地区 制限高さの緩和	制限高さ31mが緩和により43mを予定とありますが、緩和を受けられる条件(緑化面積、空地率等々)などを柔軟に対応頂くことでより良い提案ができると思われますので、ご検討ください。	高度地区の制限緩和は、北部大阪都市計画高度地区計画書の規定による特例許可に関する運用基準の許可基準に適合したもので、建築審査会の意見を聴いた上で市長が許可したものについて特例を適用します。
49	事業概要	10	II	3		敷地条件	高度地区制限の緩和に係る空地率の算定については、敷地Aのみ(6,000㎡)か、A+B(9,450㎡)のどちらが基準となるお考えでしょうか。	敷地Aのみを対象とします。
50	施設概要	11	II	4	(2)	施設構成	「諸室の数及び面積は、必要とする基準であるが、提案において併用や変更等を可とする」とありますが、二次審査での減点や失格の項目となる恐れがあると、提案することが難しくなってしまうので、審査方法への配慮をお願いします。要求面積をおさめることが非常に難しい敷地条件と施設計画であると予想されるので、併用や変更の提案が可能であれば、設計の可能性が広がります。	要求される機能や利便性を満たすことができる限りにおいて、併用や変更を理由とする減点は行わないこととします。
51	設計業務	11 ～ 12	II	4	(2)	施設構成	各施設・諸室について、設計の参考にできるように、有料ゾーンと無料ゾーンの想定を示していただけませんか。	要求水準書において、一定明示いたします。
52	設計業務	12	II	4	(2)	施設構成	「各施設の開館・開業時間の考え方については要求水準書において示す」とありますが、同時に、各施設・諸室の管理運営者の想定を示していただけませんか。「茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画」の50ページに、各施設機能の管理運営者が示されていますが、本「実施方針」の施設構成とは、諸室の構成が異なっていたり、「会議室」や「屋内遊び場」等は異なる想定がなされているようです。また、市直営の施設でも、部分的に委託運営する室があるのではないかと思います。	要求水準書において、現時点で想定している管理運営者を示します。
53	施設整備	16	III	4	(3)	【騒音・振動対策】	「防振計算書の作成により支障がないと確認できる場合は、通常の構造とすることができるとありますが、防振構造を採用しない場合は防振計算を行うことが困難ですので、遮音計算等、他の検討方法も認めていただけませんか。	騒音、振動対策ができていますと提示できる場合は、他の手法による確認でも可とします。
54	業務実施	29	IV	1	(4)	舞台機構、舞台照明及び舞台音響の専門企業	「・・・それぞれを元請として施工実績がある者。」とありますが、「元請として」の削除をお願い申し上げます。施設の施工においては、その多くが元請:建設会社、下請:専門企業となっているのが実情ではないかと推察いたします。	「元請けとして」を削除します。
55	業務実施	30	IV	2		各種調査業務	「・・・事業者の負担により任意に行うことができる。」とありますが、貴市の実費負担をお願い申し上げます。事業を進めらうえて、開示されない情報を補うため、或いは貴市が持ちえない情報を取得するために必要となるものについては、事業リスク回避のために本来貴市が負担すべきものと考えます。	測量図や地質図など、必要な敷地・地盤情報は、可能な範囲で市から提示いたします。その上で、提案に応じて、設計上、事業者が必要と考える調査(例:免震構造提案のため、地盤のより詳細な調査)等を行う場合は、事業者の負担で実施をお願いします。
56	業務実施	30	IV	2		各種調査業務	また、設計に伴い必要に応じて本敷地に関する地盤調査、敷地測量等調査を、事業者の負担負担により任意に行うことができます。と記載されていますが、計画に支障が有るような敷地情報他、7月下旬公告・公募手続き開始時にどの程度の調査資料が提示されるのでしょうか。それとも全く提示されず参加者が必要に応じ行うのでしょうか。	同上
57	業務実施	30	IV	3	(4)	完成予想図等の作成	「事業者は、実施設計がほぼ終了する段階で、建物の内観及び外観の完成予想図(透視図)及び完成模型を作成し、市に提出する。」とあります。透視図の仕様や枚数、完成模型の仕様について、具体的に提示をお願い申し上げます。	公告時に一定の仕様について示します。

No.	タイトル	該当箇所					意見	市対応案
		頁	ローマ	数	(数)	【 】		
58	設計業務	30	IV	3	(7)	各種許認可申請	「事業者は、設計に伴う開発関連及び高度地区の緩和に関する手続きの他、・・・」とありますが、用地取得・開発行為・都市計画公園の区画変更手続きなどは、設計施工期間への影響があるので、想定スケジュールを示していただけませんか。	公告時に提示します。
59	業務実施	30	IV	3	(7)	各種許認可申請	「事業者は、設計に伴う開発関連及び高度地区の緩和する手続きの他、・・・」とありますが、敷地A・Bの区画変更手続き等の詳細な開発申請スケジュールのご提示をお願い致します。スケジュールへの影響が非常に大きいと考えます。	同上
60	業務実施	31	IV	3	(9)	市民ワークショップ等企画運営業務	「・・・また、事業者は市が行う市民ワークショップ等についても、協力を行う。」とあります。事業者の企画・運営により行われる市民ワークショップとの違い、また想定される時期や回数など、具体的に提示お願い申し上げます。	市が行うWSにおける事業者の役割は、WSに参加しての事業内容や進捗状況の説明及び市民意見のヒアリングなどを想定しています。事業の進捗にあわせ、年1～2回程度を想定しています。
61	業務実施	31	IV	4	(4)	電波障害対策工事	「・・・周辺への電波障害が発生した場合は、従前の状態に復旧する対策を行う。」とあります。係る費用については、建物所有者である貴市負担にてお願い申し上げます。建物完成後の電波障害有無について、完全な事前予測は不可能と考えます。	事業者提案による建物形態となることから、一定の想定は可能であり、事業者負担による対策とします。
62	施工業務	31	IV	4	(5)	地中障害物の撤去、搬出及び処理	「事業者は、地中障害物が発見された場合、必要に応じて撤去搬出及び処理を行う」と記載がありますが、地中障害物については具体的な見積資料が公告時に発行されない場合は、追加工事での取り扱いとしてご検討願います。	既存のインフラ埋設図、樹木リスト、耐震性貯水槽等は、事前に提示いたします。それ以外の事業者において見込めないものについては、市負担とします。
63	業務実施	31	IV	4	(5)	地中障害物の撤去、搬出及び処理	工事着手前に設計図書等で費用算出が出来る(位置、寸法が特定される)ものを除き、係る費用については、貴市負担にてお願い申し上げます。	同上
64	業務実施	32	IV	4	(10)	ホール等の性能確認及び必要な対応	「事業者は、・・・所定の機能性について、要求水準及び事業提案に基づく設計内容が確実に性能発揮できるかどうかのテストを行い、市の確認を得る。」とあります。求められるテスト内容、またその必要期間について公告時に公表していただきますようお願い申し上げます。	ホール等施設の性能が、事業者の提案内容(音響性能や照明、舞台機構の稼働等)を満たすものであるかどうかの試験を行うこととします。
65	業務実施	32	IV	4	(10)	ホール等の性能確認及び必要な対応	「竣工後に市(指定管理者)が行う試聴公演の結果、必要な性能が明らかに不足する場合は、必要な対策を行う。」とあります。市の確認を得た後、試聴公演により必要な性能が明らかに不足することについて、その判定は、誰の責任において、どのような基準を持ってなされるのか、公告時に公表していただきますようお願い申し上げます。また当該対策の費用は、貴市負担にてお願い申し上げます。	適切な残響時間について提案をいただき、提案時の残響時間と比較して、「竣工後に市(指定管理者)が行う試聴公演の結果、必要な性能が明らかに不足する場合は、必要な対策への協力を行う」とこととします。
66	業務実施	32	IV	6	・	その他関連業務	事業者は、ホール等施設に係る市(指定管理者)が行う各種準備業務(例:舞台設備等の稼働確認、試聴公演の開催、管理運営に係る什器等の設置対応など)に対して、必要な範囲で協力を行う。と記載されていますが、指定管理者の具体的な組織イメージが有ればご教示願います。又は新たに募集組成される場合は時期募集方法等お聞かせ願います。	ホール運営については、本市文化振興財団を中心に検討しています。令和2年度策定予定の管理運営計画において、再度、検討し示す予定です。
67	なし					事業契約について	当該実施方針案には、事業者との契約に関する記載がありません。今後契約書案において、契約解除に伴う違約金条項が設定される場合、本事業に関する不正に限定していただきますようお願い申し上げます。偶発的事故や他事例での問題が違約金の対象となるなら、企業が受容できるリスクを超えてしまいます。	公告時に条件等を整理します。